

会 議 録

会 議 の 名 称		令和 2 年度（2020 年度）第 1 回 人権文化のまちづくりをすすめる協議会		
開 催 日 時		令和 2 年（2020 年）9 月 14 日（月） 午後 7 時 00 分～午後 9 時 00 分		
開 催 場 所		人権平和センター豊中 2 階大集会室	公 開 の 可 否	☒ 可・不可・一部不可
事 務 局		人権政策課	傍 聴 者 数	0 人
公開しなかつた理由		—		
出 席 者	委 員	石元会長、石黒委員、小牧委員、玉置委員、濱元委員、林委員、三田委員、山脇委員、若柳委員、水谷委員、山下委員		
	事 務 局 そ の 他	【人権政策課】 山本人権文化政策監、堀山参事兼人権政策課長、佐津川館長、 澤坂主幹、片岡補佐、阪口係長、吉川主査、五十川主事 【学校教育課】 山口主査		
議 題		1、 会長の選出及び職務代理者の指名について 2、 協議会の公開等について 3、 第 11 期協議会のスケジュールについて 4、 人権啓発パネルの説明資料について 5、 市民意識調査結果をふまえた今後の市民啓発について 6、 コロナ禍における市民啓発について 7、 その他		
審議等の概要 (主な発言要旨)		別紙のとおり		

令和2年度(2020年度)第1回人権文化のまちづくりをすすめる協議会 議事録概要

開会

人権文化政策監よりあいさつ（市長メッセージ代読）

案件1. 会長の選出及び職務代理者の指名について

- ・会長に石元委員、職務代理者に玉置委員が選出された。

案件2. 協議会の公開等について

- ・会議は原則公開とし、非公開とする場合は会長に一任すると決定した。

案件3. 第11期協議会のスケジュールについて

- ・事務局から、今期の協議会スケジュール案について説明し、案通り承認された。

案件4. 人権啓発パネルの説明資料について

- ・事務局から、資料5・6により説明した。
 - ・パネルは、展示のほかホームページへの掲載や学校等への貸出しを進めていく予定
 - ・パネルの補足説明資料として資料5を作成し、パネル展示時に配布、ホームページに掲載、音声対応や動画配信を検討していく予定
 - ・資料6は、パネル作成時の委員及び庁内意見のまとめ

○委員 原発事故の風評被害等の差別、沖縄の基地問題、アイヌ等先住民の問題、黒人に対する差別の問題をはじめ、身近なところや世界各地で起きている差別や人権侵害について考えてもらえるような問題提起型の一文が入るとよいのではないか。

○委員 コロナや偏見の問題も反映できるとよいのではないか。また、動画作成にあたっては、地元の小中学生が参加できるような市民参加型の仕組みがあるとよい。参加者を募集することがパネルに注目が集まるきっかけにもなる。

○委員 パネルは日本語版のみか。英語版を作るには労力がかかると思うが、せめて説明資料にはタイトルを英語表記するなどしてはどうか。英語だけでいいのかという問題もあるが。

○委員 ルビを打つとよい。また、「やさしい日本語」にするとさらに広がりがあるのでは

ないか。

○委員 パネルはカラフルで絵柄一つひとつの個性があり、視覚的な効果やマンガがあることで、子どもから大人、高齢者まで入りやすい内容になった。動画の作成には子どもや市民ボランティアに登場、音声だけでも参加してもらえるとよい。動画は、視聴しやすいよう、ひとつなぎに長いものより短いものをいくつか作り、紹介していく方がよい。

○委員 以前に作成した啓発パネルがホームページに掲載されているが、見にくい作りになっているため、サムネイル画像をクリックしたら見られるような作りになるとよい。

○委員 資料5・29ページのSDGsの記載のところで、その背景にある貧困の問題についても書き込むべきではないか。全体を通じてその辺りの視点が弱いと思うので、貧困自体がさまざまな機会を奪う人権問題であるという側面、飢えや欠乏から解放されることも大切だということを示す方がよい。

○委員 パネル全体を通して、皆さんの心がけ次第ですよという内容になっているため、人権を大切にするためには、差別や偏見、いじめなどの背景には、貧困や社会の格差があるということにも関心を向ける必要があるということも盛り込むとよい。

○委員 学校への貸出しについて、どのような活用の仕方を考えているか。

●事務局 パネルと説明資料を併せて提供し、子どもたちへの啓発に繋げていきたいと考えている。また、ホームページにも掲載し、学校以外に市民団体等への貸出しも受け付けていきたいと考えている。

○委員 貸出し以外に、自前でプリントアウトできるよう、ダウンロードできるようになっているとよい。

案件5. 市民意識調査結果をふまえた今後の市民啓発について

- ・事務局から調査概要について説明後、会長から報告書を用いて調査結果からどのようなことが見えてきたか説明した。
- ・今回の調査で見られた一つの傾向として、全体に見て市民の人権意識は高まっている。問1では、前回調査と比べ、何が人権侵害であるかで見抜く力、気づきを持っている市民が多くなっているということが分かる。

- ・家族のあり方や性別役割についての考えを尋ねた問 8 では、多様な家族のあり方を認める、性別役割分業を批判的に見る市民が増えていることが分かる。
- ・人権侵害を実際に受けたことがあるか、受けたときにどうしたかを尋ねた問 5 では、この 5 年間で何らかの人権侵害を受けた人が 11.9%おり、その対応として一番多いのは、「黙って我慢した」という何もしなかったとの回答である。法務局、人権擁護委員、市役所に相談したという回答は非常に少なく、公的機関が何をしてくれるのか十分に周知されていないということが大きいと思われる。
- ・同和問題に関する発言を聞いた経験を尋ねた問 11 では、日常生活において差別的な内容を含む発言に接する人が今でも 2 割くらいいる。また、発言に接したときに、それを鵜呑みにするなど受け入れてしまったり、反発・疑問を感じず、「そういう見方もあるのか」としか感じない人が多くいるという結果になっている。
- ・年齢別の結果で見えてくるものとして、問 8 では、家族や性別役割に関するような多様な家族のあり方に理解があるのは若い人の方が多く、中高年になると伝統的な見方が強くなるということで、こういった内容については、年齢が若くなるほど人権意識が高いという傾向が見られた。
- ・しかし、問 2 や問 3 の結果を見ると、若くなるほど人権意識が高いと言えないような回答傾向が見られ、若い人の中で、「自己責任だ」と見るような見方が際立つような回答傾向が今回出てきた。
- ・インターネットの書込みについて尋ねた問 13 では、差別を煽ったり偏見やマイナスイメージを広げる書込みよりも、個人情報流出の方が問題だと考える人がやや多く、自分に関わることは大変な問題だが、社会的な問題はそれに比べるとやや軽いとみる人が一定程度いることが明らかになった。

○委員 自由記述には本音が出ており、厳しい状況にあると感じるが、どのようにこれから改めていったらよいか。

○会長 自由記述は不満が出やすく、特に、「同和地区が優遇され過ぎている」、「寝た子を起こすな」という意見が出やすい。このように考える市民がまだまだ多くおり、同和対策事業は終了しているが、優遇があると誤解している市民がいることは啓発の課題であり、このような内容を反映した啓発内容を考えていく必要がある。

○委員 今までの学校教育では、人権問題や差別事象に出会ったときにどうするか、どのように発言したらよいか、どのように相談したらよいかといった教育や啓発はほとんど行われてこなかったと思う。そのような教育・啓発をしっかりとっていく必要がある。

会長が分析された憲法理解と人権意識の関係をみると、憲法で何が基礎的な権利かということを理解している人の方が、何が差別か分かり、より反差別的であるという結果がある。憲法の基礎的な人権の知識をしっかりと学ぶ機会を持つことが大事であり、子どもの中で、自己責任思考、差別の責任が差別される当事者にあるような見方が今後強まっていかないか非常に懸念され、系統立てた人権教育を進めていく必要があると思う。

○会長 憲法理解と人権意識は強く相関しており、憲法学習を進めていくのは、人権教育の成果を高めることに繋がると思う。

問 10 の同和地区出身者との結婚を反対されている親類に対する態度の結果を見ると、「どう言えばよいかわからない」、「慎重に考えたほうがよい」と、相手に思いとどませるような対応を取る人たちが半数近くおり、こういう人を少なくし、力になろうという人を増やしていく、差別的な発言に直接出会ったときに、それに疑問・反発を感じる人をどう増やしていくのか、今までさまざまな啓発・教育をしてきたが、その効果を高める手法等について、今後も委員の皆さんからご意見をいただきたい。

案件 6. コロナ禍における市民啓発について

- ・事務局から、資料 7 により説明した。
- ・ホームページに「人権への配慮について」のページを作成し、啓発や相談窓口の情報を掲載している。
- ・啓発ポスターを作成し、市内公共施設に掲示、先のホームページに掲載している。
- ・関係部署への聞き取りにおいて、誤解や偏見に基づくような事例や会社や病院の対応についての相談事例があった。
- ・誤解や偏見などのマイナス面だけではなく、市民や企業から励ましのメッセージや寄付、寄贈なども多く寄せられている。

○委員 コロナの疑いで解雇された、仕事を休むように言われたという相談事例がみられるが、市としてどのような対応をしているのか。

●事務局 労働相談の窓口において、企業への直接的な指導は行っていないため、会社側から正当な理由が明示されたのかどうか等を聞き取り、コロナによる突然の解雇というような場合は、大阪労働局や労働基準監督署へ訴えていくことを助言するなど、繋ぐ対応をしている。

○委員 どのように対処し、対処しきれなかったところはどこなのかということのほか、

障害などによりＳＯＳを出せない人たちがより深刻な状況にある、濃厚接触者になった知的障害のある人がＰＣＲ検査を断られている、マスクがつけられないことを理由にデイサービスを断られた人がいるなどの実態は、行政に届いておらず、訴える障害者の相談支援のネットワークが機能していない。事象を共有することが大切で、背景にある声なき声は何か、対応できるところについてはどうしていったらいいのかということに関心があるのではないか。

精神科に関わっている人がコロナに感染した場合は、一般病棟ではなく精神科で対応するよう厚生労働省から早々に通知が出ており、外に出られず鬱々としている精神障害のある人は、病院に行くと入院させられたり保護室に入れられたりするのではないかと恐怖がある。障害者、高齢者、外国人など複雑に絡んでいるものについては、どこが対応するのか分からず放置されている例が多くあるが、何をクリアにしたら少し楽になるのか、行政としてどこまで対応できているのか。

●事務局 関係部局へ聞き取りした結果、意識調査結果にも表れていたが、相談などなかなか行政には事例が挙がってきにくいと感じている。障害、高齢などの分野に限らず、啓発ポスターの改良などについて助言をいただき、それぞれの所管と連携しながら啓発効果を高めていきたい。

○委員 人権の場合だから啓発と言われるが、今は啓発まで気が回らず、現状の検証の方が大切ではないかと思う。ポスターにあるように偏見や差別をなくしていくことは大切だと思うが、一方で、普通の生活ができずに困っている人たちがそのままのこととのアンバランスがあり、啓発と言われても意見しにくい。現場で検証したことをもとに、このようにすることで救われた人たちがいるなどを伝えていく方が力になるのではないか。

○会長 コロナ禍で孤立している、助けを求めているけれどもその声が届いていない人が現にいるとの指摘がされたが、まずは把握ということで、行政としてどのようなことができるのか。

●事務局 すべてが行政で把握できているかというと厳しい。事例として挙げていただいたように、福祉サービスを受けている人のことについて行政に情報が入ってくるのは、よっぽどの時なのかもしれない。具体的な事例が事業者連絡会などで共有され、自立支援協議会などで話題になってきても、人権担当に情報が届くのにには時間がかかるのかもしれない。ご意見いただいたように、検証することの大切さは承知しており、データや事例を押さえるようになっている。

また、SDGsにあるように誰一人取り残さないということでは、事業者だけでなく、校区福祉委員や民生・児童委員の組織により一人ひとりの安否確認もしている。その中で厳しい生活をしている人も出てきている。特別定額給付金の申請をしていない人に対しては全件調査をしたが、不在という人も多く、その人たちがどのような状況にあるか分からないが、そのようにデータを使って後を追うということをしている。人権政策を担う部局としては、ポスターによって啓発や相談窓口をお知らせすることしかできていないが、啓発として不足している部分のヒントや他市の好事例などの情報を委員の皆さまからいただき、今後の取組みに活かしたいと考えている。

○委員 感染者などに対する差別的な見方はだめだということについて、テレビのコメンテーターの発言を聞くことはあっても、文字で書かれたメッセージが目に入ってくることはなかなかないと思うので、このようなポスターがあるのはよい。学校でも、感染した子どもやその家族に差別的な見方が入り、いじめに発展するようなことを一番危惧していると思うので、それはだめだという見方が示されるのはよいことだと思う。いろいろなところへ貼るとよい。

○委員 今の意見に賛成で、文字化したものが貼ってあることで、「偏見があるよね、差別はよくないよね」ということをまちで確認できるというのがよい。

一方で、内容が抽象的なため、具体的にどのような偏見を受けて、どのような人が苦しんでいるのかということが見えなくなるのは、ポスターなので仕方ないが、「よくないよね」で終わってしまう気もする。実際に具体的にどのようなことが起こっていて、どのような対策をしていて、効果が出ているのか出していないのかということや、個人個人で何ができるのかということをも自分自身で考えられる材料を提供するような啓発の仕方ができるとよいのではないか。

○委員 資料3ページ（支援や協力、激励など）はとてもよい。4ページ（取組み）も併せて、どんどん発信していくとよい。

○委員 人権への配慮についてのホームページには、困ったときに申し出てもらえるよう相談窓口の案内があり、相談窓口を経て具体的なところに繋がっていくということも大切だと承知しているが、例えば、「解雇された場合に給付金が受けられる」など、もう少し具体的な解決方法、サービスに直結するような情報も必要ではないかと思う。

○委員 ポスターに記載の相談窓口に電話をかけてくる人の想定が差別や偏見を受けた看

護師や患者だけを想定しているのであれば、もったいないと思う。感染のリスクは誰にでもあって他人事ではなく、感染していなくても困っている人はたくさんいるが、そういう人たちはこのポスターを見て電話をしてみようとはならないのではないか。法務省の相談窓口で電話をかけるのはとても勇気がいると思う。

ポスターのねらいどころの焦点は絞った方が効果的で、一番のねらいは「差別はよくない」と市民に知らしめることだと思うが、とても困っている人がこのポスターを見たときに、どこかに繋がりたいと感じたら電話をかけてもいいんだと受け取れるものであるとよりよいと思う。インターネットに繋がることができない人もたくさんおり、ポスターが貼ってあったり回覧板で回っていたりすると効果は大きいと思うので、使いこなすためにももう一工夫あるとよい。

●事務局 人権担当部局として作成したこのポスターの意義は、豊中市として、コロナに関わる差別を許さないという姿勢を打ち出すものだが、それだけではもったいないということで、コロナに基づく差別を受けた人の相談を受けることもお知らせしている。

市のコロナ対策として、生活を守ったり感染のことで相談したりするところはたくさんあり、ここには書ききることができない。このポスターは、差別を受けそうな立場にある人にエールを送り、市の姿勢として、そういうことは許さない、なくしていきたいということを明確にするものである。コロナ対策の支援施策等については、別の掲示物があり、ホームページにも労働、健康、福祉、手当や補助というように細分化したものを集約するページを設けている。そういったところを案内する一文を入れるということについても気をつけて作成していく必要があると感じた。

○会長 ポスターの大きさは？チラシにはなっていないのか？

●事務局 今回は、A3判のポスター形式で、市内の公共施設、小中学校に8月から掲示している。ホームページからダウンロードできるようになっており、ホームページへのリンクを貼っている小学校もあると聞いている。

相談窓口の委託者には、各種施策の相談窓口の一覧を渡し、繋いでいく対応をしてもらっている。委託者からは、現時点では具体的な相談よりも、「ちょっと怖いんだけど」というような不安を訴えるお声の方が多いと聞いている。

○委員 ポスターに「悪者にしないでください」とか「誰にもリスクがあります」とあるが、その下にいきなり相談窓口が並んでいるので、「困っている人はここに電話してくださいね」とのメッセージを入れてはどうか。また、市のポスターなので、法務省の相談窓口の記載は

必要ないのではないか。法務省の窓口は、必要に応じて市の相談窓口から紹介することもできるので、このスペースに、メッセージを出すというのではないかと。

○委員 資料では、マスクをつけられない知的障害や発達障害のある人が外出サービスを受けられなかったという記載だけだが、実際にどう対処するのか。

●事務局 対応までは聞き取れていないが、新聞等には、マスクをつけるトレーニング中であることや、障害の特性があってなかなかつけられない人もいる、障害があってもなくても小さい子どもさんはつけていられないというようなことの啓発をしているところがあると掲載されている。そういったものを参考に、市民にご理解いただくような啓発はあるかと思う。

○委員 マスクをさせるまでには何か月もかかり本人をパニックにさせたり追い込んだりしてしまうが、マスクをつけずに外出すると後ろ指をさされてしまうので、そういったときの対応や、ヘルパーや放課後等デイサービスの人がどのように工夫して滅菌しているのか等の情報をほしい人はたくさんいると思う。

●事務局 現在進行形の話ですぐに結論やこうしたらよいというものが見つかるものではなく、資料は、こういった問題があることをお示しするものである。差別や偏見は、医療介護従事者や患者・家族だけが対象ではないが、まずは、豊中市としての姿勢を示し、市の相談窓口とともに法務省の窓口を掲載することで、国も取り組んでいるし、豊中市の地域社会としても取り組み、考えていくことを示すため、作成時点で言えることを盛り込んだ。今後の見直しの際に、いただいたご意見を参考にさせていただく。

案件7. その他

- ・事務局から、今後、会議のリモート開催を進めていくことを説明した。
- ・次回の会議は、改めて日程調整のうえ決定することを説明した。

閉会